

第 4 章 施策の方向



図 4-1 〇〇〇〇の推移



図 4-2 〇〇〇〇の推移



図 4-3 〇〇〇〇の推移



図 4-4 〇〇〇〇の推移

〇〇〇〇の推移は、2010年から2020年までの期間にわたって、概ね80から100の範囲で変動している。特に2011年と2013年には値が70程度まで低下しているが、2012年と2014年には90程度まで回復している。2018年には100に達しているものの、2019年には90に低下している。2020年には再び100に回復している。

〇〇〇〇の推移は、2010年から2020年までの期間にわたって、概ね80から100の範囲で変動している。特に2011年と2013年には値が70程度まで低下しているが、2012年と2014年には90程度まで回復している。2018年には100に達しているものの、2019年には90に低下している。2020年には再び100に回復している。

〇〇〇〇の推移は、2010年から2020年までの期間にわたって、概ね80から100の範囲で変動している。特に2011年と2013年には値が70程度まで低下しているが、2012年と2014年には90程度まで回復している。2018年には100に達しているものの、2019年には90に低下している。2020年には再び100に回復している。

第1節 快適な生活環境の創造

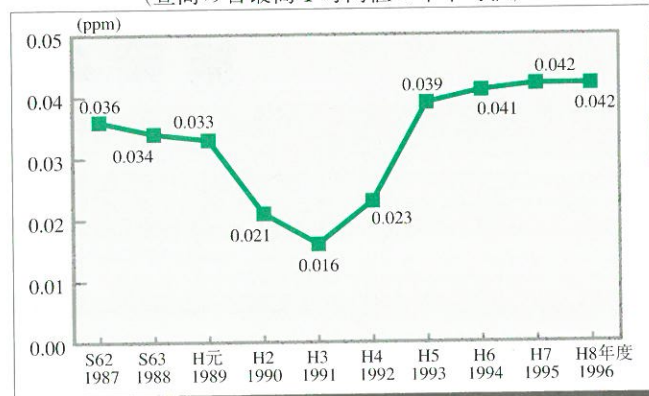
1 大気保全

現 況

大気環境の汚染物質の主な発生源は、工場や事業所等の固定発生源と自動車等の移動発生源です。本市の場合は大規模な発生施設は少なく、自動車等から排出される排気ガスが主な原因と考えられます。

本市の一般環境大気測定局における二酸化いおう、一酸化炭素の測定数値については、近年良好な状況が続き環境基準を達成しています。また、二酸化窒素については、平成8年に環境基準を達成しています。しかし、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについては、環境基準が達成されていない状況にあり、今後早急に環境基準を達成することが望まれます。このほか、二酸化炭素等の温室効果ガスは地球温暖化の原因の一つとなっています。

光化学オキシダント濃度の経年変化
(昼間の日最高1時間値の年平均値)



測定局：逗子市役所
出典) 神奈川県資料

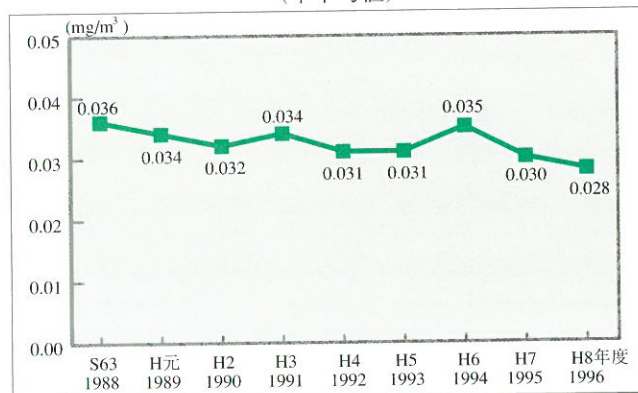
課 題

私たちの日常生活において自動車交通はなくてはならない存在になっています。しかし、その自動車から排出されるガスなどにより、人の健康や動植物等の身近な自然環境へも深刻な影響を与えています。

大気環境を保全していくため、今日のような自動車中心社会から脱却し、物流システム等の社会経済活動全体や私たちのライフスタイルを見直すなど、総合的かつ広域的な取り組みが必要です。

本市における自動車等の通過交通や渋滞問題の解決に向け、公共交通機関や自転車の利用促進を図るとともに、近隣市町との連携を図り、パークアンドライドやロードプライシング等のソフト手法の検討も今後必要です。

浮遊粒子状物質濃度の経年変化
(年平均値)



測定局：逗子市役所
出典) 神奈川県資料

目 標

- ◇ きれいな空気の人々の健康を守ります。
- ◇ 浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの環境基準を達成します。

施策の方向

- ◇ 自動車交通対策の推進
- ◇ 大気汚染防止対策の推進
- ◇ 大気汚染防止に関する啓発

役 割

< 市 民 >

- 通勤通学等にはなるべく公共交通機関を利用し、マイカーの利用を控えます。
- アイドリングストップに努めます。
- 低公害車の利用に努めます。

< 事業者 >

- 業務用車両等の効率的利用に努めます。
- アイドリングストップに努めます。
- 低公害車の利用・普及に努めます。
- 事業所等における大気汚染物質の排出抑制に努めます。

< 市 >

- アイドリングストップ対策を推進します。
- パークアンドライド等ソフト手法の検討や脱車社会の啓発を行います。
- 公用車の効率的利用や低公害車の導入を推進します。
- 光化学スモッグ被害防止対策に努めます。
- 大気汚染の調査監視体制の整備、発生施設対策を推進します。
- 大気汚染防止に関する啓発を行います。

2 水質保全

現 況

水質汚濁の原因は、生活雑排水が河川へ流入することや工場、事業所からの排水によるもの、また、不法投棄等が考えられます。

田越川は、神奈川県による水質調査が実施され、環境基準内の数値を示し、近年良好な状態が続いています。小坪川（環境基準の類型指定なし）については、市が水質調査を実施し、田越川と同様の環境基準内の数値結果が出ています。

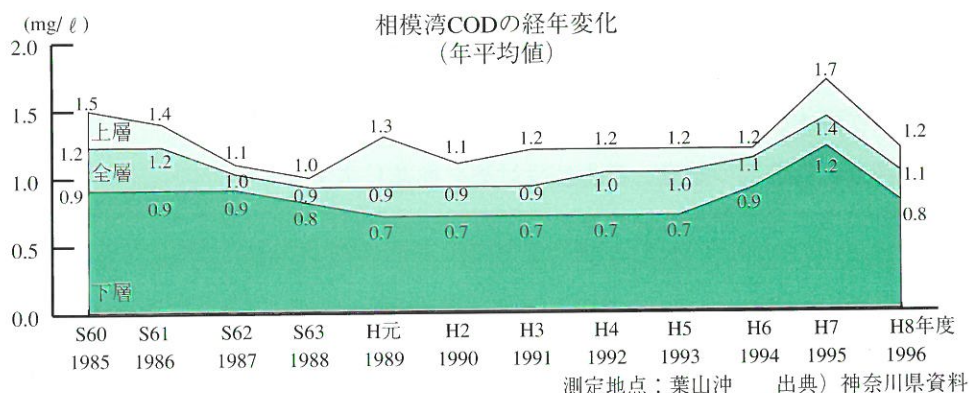
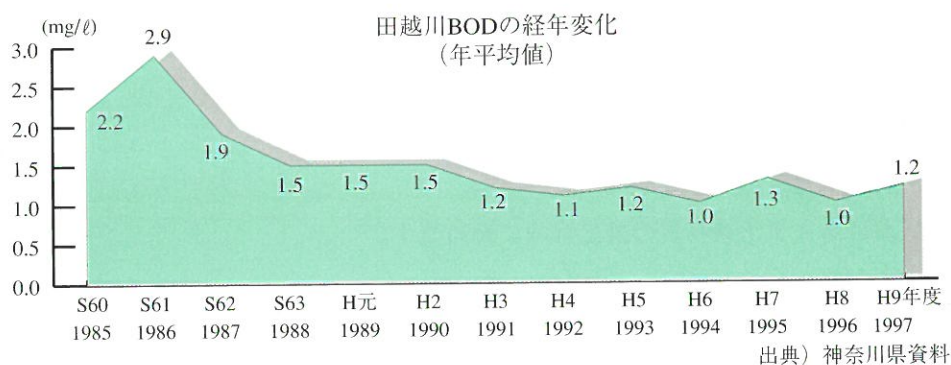
こうした良好な水質状態は公共下水道の普及によるところが大きく、公共下水道の整備状況は、平成8年度末の人口普及率が99.8パーセントで県下の市町村の中で最も高くなっています。

(*人口普及率 処理区域人口/行政区域人口(住民基本台帳人口)×100)

課 題

今後も良好な水質を保全するため、河川の流量の確保、水辺の景観、親水性及び生態系に配慮した施策を実施し、自然の浄化作用の維持・回復が図られるよう河川整備をしていくことが重要です。

また、公共下水道接続の普及促進、浄化槽の適正管理を推進するとともに、生活排水対策に向け市民一人ひとりがライフスタイルを見直すなどの取組みも必要です。



目 標

- ◇ 水生動植物がすみやすい、きれいで良好な水質を確保します。

施策の方向

- ◇ 水質汚濁防止対策の推進
- ◇ 公共下水道の普及促進
- ◇ 水辺の景観、親水性及び生態系に配慮した河川整備

役 割

< 市 民 >

- 生活排水が河川に流入しないよう配慮します。
- 合成洗剤の使用を極力控え、石けんを使用するよう努めます。

< 事業者 >

- 事業所における排水を適正に処理します。
- 水質汚濁の原因となる物質の適正な管理・処理を行います。

< 市 >

- 公共下水道の普及促進、生活排水対策の普及・啓発を行います。
- 事業所等における排水が適正に処理されるよう指導します。
- 石けん使用の促進に努めます。
- 河川、海の水質調査監視体制の整備を図ります。
- 水辺の景観、親水性及び生態系に配慮した河川整備を推進します。

3 土壤保全

現 況

土壤汚染は、農薬等の使用に伴う農用地土壤汚染と工場跡地等で発生する市街地土壤汚染とに大別されます。本市では、これらの被害は報告されていません。

また、地下水の水質についても、井戸水によるモニタリング調査での異常はなく、良好な土壤が保全されています。

ダイオキシン類大気環境調査結果

(pg-TEQ/m ³)	
平成10年5月	0.13
平成10年8月	0.38
平成10年11月	0.20
平均	0.24

調査地点：逗子市役所
出典) 神奈川県資料

課 題

土壤汚染は、一旦汚染が生じると地下水等に長期的に影響を与える蓄積性の汚染となってしまうため、水質汚濁の防止対策と併せた対策が必要となります。良好な土壤が保全されることにより地下水質、河川への浸出水等が保全されます。そのためにも、土壤汚染、地下水汚染の調査監視体制を整備する必要があります。



目 標

- ◇ 様々な動植物をはぐくむ土壌を保全します。

施策の方向

- ◇ 土壌汚染防止対策の推進
- ◇ 雨水の地下浸透の促進

役 割**< 市 民 >**

- 食用油、農薬、塗料等を適正に廃棄処理します。

< 事業者 >

- 事業所等における土壌汚染原因物質の適正な管理・処理を行います。
- 事業所等における雨水の地下浸透を促進します。

< 市 >

- 土壌汚染の原因物質の適正処理に関する指導・監督を行います。
- 公共施設・事業における土壌汚染原因物質の適正な管理・処理を行います。
- 調査監視体制の整備を図り、土壌及び地下水の汚染を監視します。
- 公共施設における雨水の地下浸透を促進します。

4 化学物質

現 況

本市では、大気汚染防止法や水質汚濁防止法で指定されている物質の排出や、固定発生源となる大規模な工場等はありませんが、特定有害物質使用事業場は数箇所あります。事業所の設置に関する環境安全の指導、事業所における化学物質の取扱いや管理方法については、神奈川県生活環境の保全等に関する条例や化学物質環境安全管理指針等に基づく指導により、事業の安全性の確保や環境への影響の未然防止に努めています。

本市の焼却施設等から排出されるダイオキシン類については、現在、国が定めた指定物質抑制基準内の排出濃度となっています。

化学物質は、自動車の排気ガスや、家庭で使用されている日用品等にも含まれていて、環境への残留性や生物への蓄積性が高いものもあることが指摘されています。

課 題

化学物質による環境汚染の中でも、特にダイオキシン類やこれを含んだ環境ホルモン（外因性内分泌かく乱化学物質）について、クローズアップされています。環境ホルモンの人体への影響については実態が検証されていない状況ですが、その影響が懸念されています。これらの問題について正確な情報の収集や提供、今後、解決に向けた取組みや早急な対策を図ることが最重要課題です。

また、本市の焼却施設においても新たなダイオキシン排出濃度の抑制基準への対応が求められており、今後、施設整備における新たな対応が必要です。

目 標

- ◇ 化学物質による環境汚染を防止します。

施策の方向

- ◇ 化学物質汚染防止対策の推進
- ◇ 化学物質に関する情報収集、提供
- ◇ 焼却施設におけるダイオキシン類対策の推進

役 割**< 市 民 >**

- 化学物質を含んだ商品の利用を控えます。
- 自動車の利用を控えます。

< 事業者 >

- 化学物質の使用に関して適正な管理・処理を行います。
- 化学物質の排出を抑制します。
- 化学物質に関する情報収集、提供に努めます。
- 有害化学物質を含んだ商品の製造・販売を控えます。

< 市 >

- 焼却施設におけるダイオキシン類削減対策を推進します。
- 化学物質に関する情報収集、提供に努めます。
- 有害化学物質拡散の抑制方法を検討します。
- 環境汚染物質排出・移動登録（PRTR）を県と協力し推進します。

5 騒音・振動・悪臭

現 況

騒音・振動の発生源は、工場や事業所、自動車やバイク等、建設作業に伴うもののほか、テレビやラジオ等の電気製品、カラオケ、ペットの鳴き声など日常生活の中で起こるものが考えられます。本市では大規模な発生施設は少なく、建設工事やそれに伴う大型トラック、通過交通等、また、カラス等の動物によるものが問題になっています。

悪臭については、生活雑排水やごみの不法投棄、自動車から排出されるガス等が原因と考えられます。

課 題

建設作業用のトラックや通過交通による騒音・振動は、ある程度の把握は可能ですが、短期間であったり一時的であるため規制基準がなく、対策は難しい状況にあります。作業時間帯、1日の搬入搬出回数制限や交通量を減らすなどの対策が必要です。

また、日常生活で発生する騒音・振動については、個人の感じ方や生活習慣の違いから生じることもあり、実態の把握が難しい状況にあります。市民一人ひとりが近隣へ迷惑をかけないように配慮をするなどの方法で解決する必要があります。

悪臭についても実態の把握は難しい状況にあり、一過性のものであったり特定できない場合もあり、常時発生するものを除いては市民一人ひとりの配慮が必要です。



目 標

- ◇ 穏やかで、静けさが保たれ、すがすがしい空気が吸える生活環境を目指します。

施策の方向

- ◇ 生活排水、ごみ等による悪臭の防止対策の推進
- ◇ 工事、事業所等における騒音・振動・悪臭の発生抑制対策の推進
- ◇ 自動車交通対策の推進

役 割

< 市 民 >

- 生活騒音等近隣に迷惑をかけないようにお互いに協力します。
- ごみ出しのルールを守ります。
- マイカー等の利用を控えます。

< 事業者 >

- トラック等による騒音・振動・悪臭の発生を抑制します。
- 工事、事業所等における騒音・振動・悪臭の発生を抑制します。
- 廃棄物を適正に処理します。

< 市 >

- 自動車交通対策を推進します。
- 騒音・振動・悪臭の防止に関する啓発を行います。
- 公共施設・事業における騒音・振動・悪臭の発生を抑制します。
- 廃棄物を適正に処理します。
- 調査監視体制の整備を図ります。
- 法令等に基づく事業所等への指導に努めます。

6 建造物影響

現 況

中高層建築物の増加に伴って、法令上の規制の範囲内の建造物であっても、住民意識として日照障害等の建造物影響問題が生じています。

開発、マンション建設等については、都市計画法や建築基準法に基づく指導とともに、「逗子市の良好な都市環境をつくる条例」による自然環境の保全を目的とした土地利用の適正化や、「逗子市開発指導要綱」による指導など、本市独自の施策を推進しています。

課 題

現行法制度の中では、都市計画法、建築基準法等のまちづくりの法令によって、日照障害等の建造物影響問題の発生を抑制しています。しかし、法令だけの規制によるまちづくりの結果としての環境には、日照障害等の建造物影響について住民が満足していないのが現状です。今後は、逗子という地域の特性及び事情を考慮した新たな施策やまちづくりが必要になっています。



目 標

- ◇ 建造物による日照障害、電波障害、ビル風害等の発生の低減に努めます。

施策の方向

- ◇ 関係法令に基づく規制・指導
- ◇ 「逗子市の良好な都市環境をつくる条例」の運用及び影響評価項目拡大の検討
- ◇ 開発建築対策に関する条例等の検討

役 割

< 市 民 >

- 日照障害、電波障害、ビル風害等生活環境への著しい影響が生じないように、建物等の建築に配慮します。
- 適正な土地利用に努めます。

< 事業者 >

- 日照障害、電波障害、ビル風害等生活環境への著しい影響が生じないように、建物等の建築に配慮します。
- 適正な土地利用に努めます。

< 市 >

- 日照障害、電波障害、ビル風害等生活環境への著しい影響が生じないように、建物等の建築に配慮します。
- 適正な土地利用がなされるよう市民・事業者に指導します。
- 関係法令に基づく規制・指導を行います。
- 生活環境を考慮した環境影響評価条例の検討を行います。
- 中高層建築物の建築物に係る紛争の予防及び調整に関する条例を制定し、運用します。
- 逗子市独自のまちづくり手法の検討を行い、実施します。

7 景観

現 況

市街地は市の中央に位置し、周囲には緑豊かな丘陵と南西には海が開けています。まちなみは、古くから住宅都市として発展してきた低層住宅地、マンション建設等による中高層の建物が入り交じる市街地、丘陵地の開発等による住宅地等によって形成されています。

桜山大山から二子山へ続く山並み、神武寺鷹取山周辺など周囲の丘陵は、私たちの日常生活で心和ませる豊かで広がりのある景観です。

課 題

自然のままの景観と私たちがつくり出す景観との調和を図りつつ、現在ある緑地等を保全し、逗子という地域の特性及び事情を考慮した施策を展開していく必要があります。自然環境やまちなみ空間との調和を図った公園・道路施設の整備を進めることも必要です。

また、都市景観条例の制定や景観計画の策定などの検討を行い、景観形成の方向性を具体的に示していく必要があります。



目 標

- ◇ 海や緑と調和し、地域の特性を生かした景観の保全及び創造に努めます。

施策の方向

- ◇ 都市景観条例の制定など景観政策の推進
- ◇ 逗留らしい景観の保全及び創造
- ◇ 歴史的環境と自然環境の一体的保全

役 割

< 市 民 >

- 地域の景観づくりに参加します。
- 建物の外観等と周辺の景観との調和を図るよう努めます。
- 敷地内の緑化に努めます。

< 事業者 >

- 地域の景観づくりに参加します。
- 建物の外観等と周辺の景観との調和を図るよう努めます。
- 事業所内の緑化に努めます。

< 市 >

- 都市景観条例の制定や景観計画の策定について検討します。
- 景観に配慮した公園、道路、河川等の整備事業を推進します。
- 逗留らしい景観の保全及び創造に努めます。
- 文化財を取りまく歴史的環境と自然環境の一体的保全に努めます。

8 美化

現 況

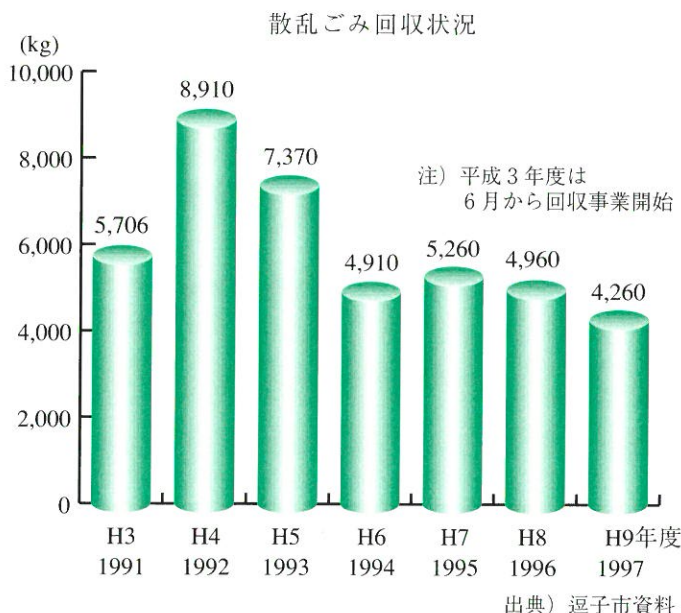
市内の駅周辺や幹線道路等において、きれいで清潔な環境を維持するため、空き缶・吸い殻等の散乱を防止し、美化・清掃活動の充実を図ることを目的として「逗子市空き缶等の散乱防止等に関する条例」が平成10年に制定されました。

しかし、夏場の海岸周辺の海水浴客などによる散乱ごみや、まちなかの道路では飼犬のフンの放置などの問題もあります。これらのごみは、美観を損なうだけでなく悪臭の発生源にもなり、河川や海に流入し浮遊ごみとなったり、水質悪化の原因ともなります。

課 題

「逗子市空き缶等の散乱防止等に関する条例」では、ポイ捨て禁止等のほか自動販売機により容器に収納した飲料を販売しようとする者への回収器の設置なども義務付けられており、今後も事業者の協力を得、環境美化を推進していくことが大切です。

また、夏場の海岸周辺の利用者に対する啓発や、廃棄物の不法投棄の取り締まりを実施していく必要があります。こうした施策のほか、行楽地等でのごみの持ち帰りや、ごみ出しのルールを守るなど、地域での環境美化への市民参加が望まれます。



目 標

- ◇ ごみが散乱していない、清潔できれいなまちにします。

施策の方向

- ◇ 散乱ごみ、不法投棄防止対策の推進
- ◇ ごみの出し方などの指導・啓発
- ◇ 散乱ごみ回収の推進

役 割

< 市 民 >

- ごみステーションの衛生管理に努め、清潔に使用します。
- ごみ出しのルールを守ります。
- 地域の環境美化に努め、美化活動へも参加します。

< 事業者 >

- 地域住民と協力して環境美化に努めます。
- 工事、事業所等における廃棄物の適正処理に努めます。

< 市 >

- ごみの出し方などに関する指導・啓発を行います。
- 地域住民の美化活動を促進します。
- 不法投棄対策を推進します。
- 駅周辺、道路、海岸周辺等における散乱ごみ回収を推進します。
- 海岸清掃キャンペーン等の美化啓発活動を推進します。



9 公園緑地の整備

現 況

住区基幹公園の整備状況については、街区公園及び地区公園が整備標準をほぼ満たしていますが、近隣公園は整備標準の6割程度になっています。都市基幹公園については、総合公園、運動公園とも全く未整備の状態です。これらに特殊公園及び緑地・緑道を加えた都市公園の合計は、整備標準の5割強となっています。

都市公園の整備状況

種別	箇所数	面積(ha)	住民一人あたりの面積 (㎡)
特殊公園	1	5.80	1.01
地区公園	1	5.50	0.95
近隣公園	3	7.10	1.23
街区公園	61	9.15	1.59
緑地	4	2.42	0.42

(1997年 (H9年) 12月31日現在 住民基本台帳人口57,651人)

出典) 逗子市資料

課 題

日常生活の中で、自然と触れあえる施設や公園、緑地等は私たちの生活に潤いや安らぎを与えてくれます。

「逗子市緑の基本計画」でうたわれているように、自然と触れあえる公園や緑地等が適正に配置されることが必要です。しかし、市域が狭く、大きな公園施設のスペースが比較的少ないため、土地の有効活用を図る必要があります。特に、市街地に不足している公園の整備や、市街化区域内の緑地・緑道の整備に取り組むことが必要です。



目 標

- ◇ 緑に囲まれた、生活に潤いや安らぎを与える都市公園の整備を推進します。
- ◇ 「逗子市緑の基本計画」に定める施設緑地の整備目標、地域制緑地の指定目標を達成します。

施策の方向

- ◇ 公園緑地等の整備及び適正配置の推進
- ◇ 三浦半島国営公園設置の促進
- ◇ 緑地・水辺地の保全に関する啓発

役 割

< 市 民 >

- 公園緑地の整備計画に参加・協力します。
- 公園緑地を有効に活用し、利用マナーを守ります。
- 公園緑地の自主的な維持管理を目指します。

< 事業者 >

- 開発等における公園緑地の整備に協力します。
- 事業所等における市の緑地保全啓発事業に協力します。

< 市 >

- 都市緑地・水辺地の保全・整備を推進します。
- 近隣公園の拡大整備を推進します。
- 名越切通史跡公園計画を推進します。
- 三浦半島国営公園の設置に努めます。
(桜山大山、神武寺北側及び池子住宅地区の後背地を含む)
- 自然と親しめる施設の整備に努めます。
- 緑地保全に関する啓発を行います。

10 居住空間の整備

現 況

住宅都市としての安全性や快適性を確保するため、道路環境の整備と合わせ、災害時にも対応できる空間の整備が求められています。

平成10年6月に実施した市民意識調査の結果では、歩道の歩きやすさや、駅周辺、幹線道路の交通問題について不満と感じている人の割合が高くなっています。

市内を通過する幹線道路では、夏場は特に交通量も多く通過交通等による渋滞が発生しています。また、市内には狭い道路が多く、歩行者の安全のため歩道と車道の区別や十分な幅員の確保など十分な整備がされていない箇所が多くあります。

課 題

本市の高齢化率は20パーセントを超えており、超高齢社会に対応したまちづくりが求められています。高齢者をはじめとした歩行者の安全を図るため、歩道の確保や狭い道路の整備を推進し、街路樹、生け垣の整備やポケットパークの配置、バリアフリーにするなどの整備のほか、地域によってはコミュニケーションの場としての活用を図る道路環境の整備が必要です。

道路や街路樹は火災時における緩衝帯の役割が、また、公園やオープンスペースは避難場所としての活用が期待できるため、公共的空間として確保・整備する必要があります。

また、市民、事業者、市が協力して自然災害に強いまちづくりを推進する必要があります。



目 標

- ◇ 安全でゆとりある道路環境の創造に努めます。
- ◇ 自然災害に強いまちづくりに努めます。

施策の方向

- ◇ 歩道の整備等歩行の安全確保対策の推進
- ◇ 散歩や憩いの場としての道路環境の整備の推進
- ◇ 街路樹や生け垣の整備の推進
- ◇ 自動車交通対策の推進

役 割

< 市 民 >

- 通勤通学等にはなるべく公共交通機関を利用し、マイカー利用を控えます。
- 生け垣等による緑化に努めます。
- 住宅等の建替の際にセットバックを行います。

< 事業者 >

- 業務用車両の効率的利用に努めます。
- 事業所等の敷地内の緑化に努めます。

< 市 >

- 歩道の幅員確保やネットワーク化に努めます。
- 狭あい道路の整備を推進します。
- 環境配慮型の河川整備を推進します。
- 自然環境や景観に配慮した急傾斜地等崖地の整備を推進します。
- 新しい交通システムを検討します。

第2節 循環型社会の構築

1 廃棄物排出抑制

現 況

ごみの排出量については、今後の人口増に伴う若干の増加が予想されていますが、「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみ情報紙の発行、絵画ごみキャンペーン、生ごみ処理容器等購入費助成制度の導入、ごみの減量化・資源化協力店制度等の施策を実施し、廃棄物の排出抑制を図っています。

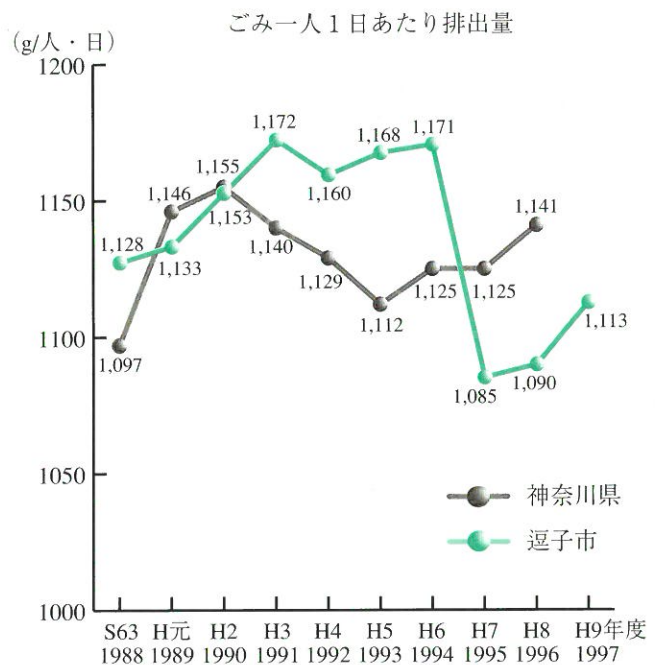
近年、可燃ごみの排出量は微増し、分別収集の実施により、空き缶・空きびん等の資源化可能なごみの収集量は増加しています。また、不燃ごみの排出量は減少傾向にあります。

焼却施設から排出されるダイオキシンについては、現在の基準値は達成していますが、平成14年12月以降適用される基準値を達成するには焼却施設の整備が必要となっています。

課 題

廃棄物の排出を抑制することは、限りある資源を消失していることや、物が生産され、消費、廃棄に至るまでの各段階で二酸化炭素の排出を伴い、温暖化等の地球環境問題を引き起こしていることなど、環境問題の中でも最も重要な課題となっています。今日の社会経済システムを見直し、循環型社会へと移行するため、広域的かつ総合的な取組みが必要となっています。また、「ごみは焼却する」のではなく、なるべくごみとして出さないよう、物を大切にし、できる限り再利用するなど、取り組めることから一つひとつ実践していくことが必要です。

また、現在のごみ焼却施設は、1981年（昭和56年）に稼働したもので、かなり老朽化が進んでいます。また処分場にも限界があることから廃棄物の減量化・資源化を推進する必要があります。また、最終処分場の問題は本市だけでなく各自治体の抱える問題であり、今後は近隣市町と連携を図り、廃棄物処理の広域化の検討が必要です。



出典) 神奈川県資料
逗子市資料

目 標

- ◇ 廃棄物の排出を抑制し、減量化・資源化を推進します。

施策の方向

- ◇ 廃棄物の排出抑制に関する啓発
- ◇ 分別収集等によるごみの減量化・資源化の推進
- ◇ 廃棄物の資源化及び再利用の推進

役 割

< 市 民 >

- 過剰包装品、使い捨て製品等の購入・使用を控えます。
- 分別等によるごみの減量化・資源化に努めます。
- 廃棄物減量等推進員の活動に協力します。

< 事業者 >

- 過剰包装品、使い捨て製品等の製造・販売を自粛します。
- 廃棄物の排出抑制に努め、市の施策に協力します。
- 廃棄物減量等推進員の活動に協力します。
- ごみ減量化・資源化協力店制度に参加・協力します。
- 紙の使用を抑え再資源化に努めます。

< 市 >

- 廃棄物の排出抑制に関する啓発を行います。
- 公共施設・事業におけるごみの減量化に努めます。
- 生ごみ処理容器等購入費助成制度を推進します。
- 資源回収奨励金制度を推進します。
- ごみ減量化・資源化協力店制度を推進します。
- 分別収集等によるごみの減量化・資源化を推進します。

2 物の循環利用

現 況

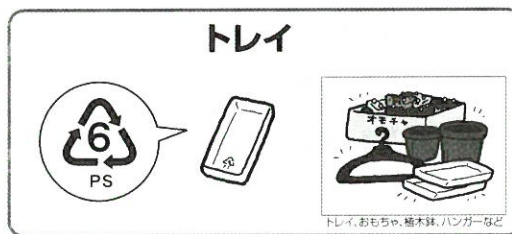
現在、本市では空き缶・空きびん等の分別収集による資源化や不用品交換制度等による物の再利用・再利用を推進しています。しかし、ダンボールや新聞紙、ペットボトル等リサイクル可能な物がごみとして排出されている状況にあります。

また、家庭用生ごみ処理容器の使用促進により、家庭から排出される生ごみを堆肥化して、家庭菜園や花壇の肥料として有効利用を図るなど、ごみの減量化・資源化を推進しています。

課 題

物の循環利用を推進するためには、廃棄物の資源化率を高めるとともに、資源化された製品の利用及び再資源化率を高める必要があります。循環型社会の構築をめざし、市のリサイクル施設及び調査研究体制の整備や現在実施している分別収集の品目を増やすことなど、物の循環利用システムの確立などへの取組みが必要です。

また、安易にごみとして捨てない、リサイクル製品を利用し使い捨て製品の使用を控える、リサイクルできるかも一度考えてみることも必要です。



出典) 関東甲信越静環境美化推進連絡協議会資料

目 標

- ◇ 限りある資源や物を大切にし、物の循環利用を推進します。

施策の方向

- ◇ 分別収集等によるごみの資源化政策の推進
- ◇ リサイクル施設の整備等リサイクル活動の促進
- ◇ 物の循環利用システムに関する施策の検討

役 割

< 市 民 >

- ごみの分別をするなど家庭における資源化、再利用の工夫をします。
- 不用品交換会等のリサイクル活動に参加します。
- ごみ減量化・資源化協力店を利用します。
- エコマーク商品等環境にやさしい製品の購入・使用に努めます。

< 事業者 >

- ごみの分別をするなど事業所等における資源化、再利用の工夫をします。
- 紙の使用を抑え、再資源化に努めます。
- ごみ減量化・資源化協力店制度に参加・協力します。
- エコマーク商品等環境にやさしい製品の製造・販売に努めます。

< 市 >

- 分別収集等によるごみの資源化を推進します。
- 生ごみ処理容器等購入費助成制度を推進します。
- 不用品交換制度を推進します。
- 紙の使用を抑え、再資源化に努めます。
- 市民の不用品交換会等のリサイクル活動を促進します。
- エコマーク商品等環境にやさしい製品の使用・普及に努めます。
- 物の循環利用システムに関する施策を検討します。
- リサイクル施設及び調査研究体制の整備を検討します。
- 物の循環利用に関する啓発を行います。

3 水の循環利用

現 況

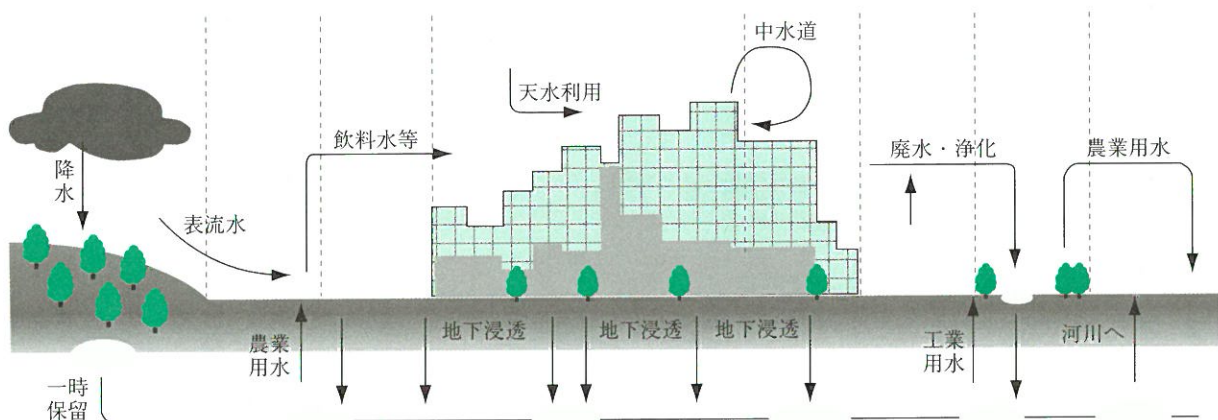
本市の上水使用量は近年横ばいの状況が続いています。水源は、相模川・酒匂川水系に依存しており、神奈川県内のほとんどの市町村が同じ水源に依存しています。また、新たな水源地を確保することは難しい状況にあります。渇水時には取水源の水量が減少するなど水は有限であり大切な資源です。

また、上水の供給と下水処理の過程で電気等のエネルギーを消費することから、間接的に温暖化の一因ともなっています。(水道水を1立方メートル使用すると160gの二酸化炭素が発生するという試算)

課 題

水は、私たち人間や動植物の生存に欠くことのできないものであるとともに、有限な資源でもあります。限りある水資源を大切に、上水使用量の削減、一度使用した水の再利用、雨水の有効利用など、適正な水の循環利用を図るための取組みが必要になっています。自然の生態系のバランスを保つため、緑地等の保全、雨水等の地下浸透の推進などにより、地下水の涵養を保ち、水の循環を確保することが必要です。

水の循環経路



出典) 環境庁資料

目 標

- ◇ 上水使用量を削減し、雨水の利用や水の再利用を推進します。

施策の方向

- ◇ 雨水の地下浸透の促進
- ◇ 節水、水の再利用の促進及び啓発

役 割

< 市 民 >

- 上水の使用量を削減するため節水に努めます。
- 雨水の利用等に取り組みます。
- 一度使用した水の再利用に努めます。

< 事業者 >

- 上水の使用量を削減するため節水に努めます。
- 雨水の利用等に取り組みます。
- 事業所において一度使用した水の再利用に努めます。

< 市 >

- 上水の使用量削減の啓発を行います。
- 雨水の地下浸透を促進します。
- 市民・事業者の雨水利用等を促進します。
- 公共下水道処理水の再利用に努めます。
- 公共施設における節水型器具・設備の導入に努めます。

4 エネルギーの効率的利用

現 況

市内で消費されているエネルギーは、電気、ガス、灯油、ガソリン等です。ほとんどのエネルギーの消費は、エネルギー生産過程を含め二酸化炭素の排出を伴っており、地球温暖化の原因となっています。

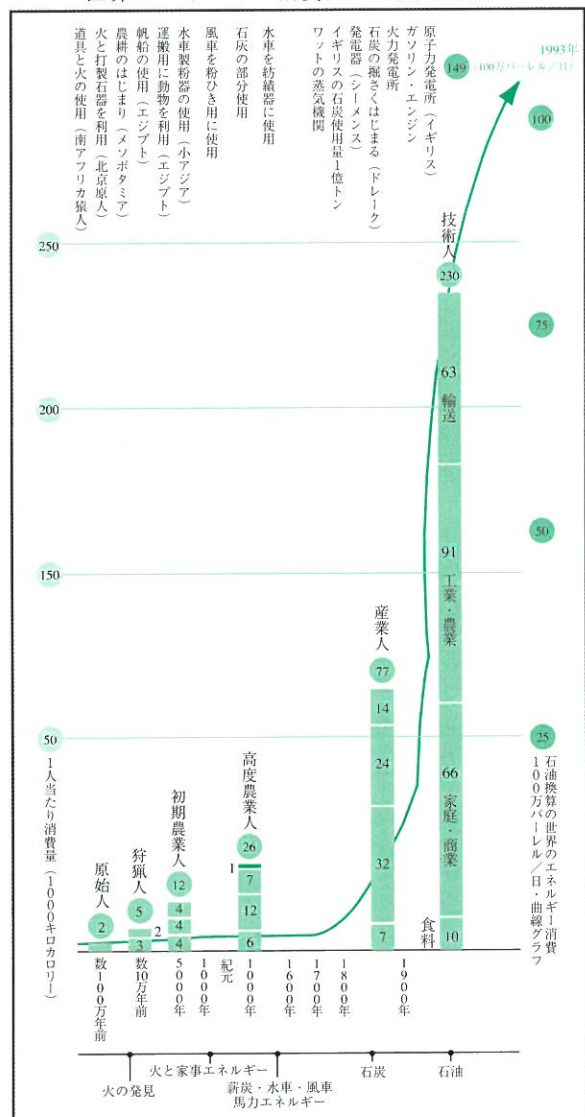
市内で消費されている電力の需用は年々増加の傾向にあります。自動車の登録台数も微増の傾向にあり、またライフスタイルの多様化、24時間営業店の増加、自動販売機の増加など昼夜を問わずエネルギーが消費されています。

課 題

有限な資源を次世代への継承し、温暖化等の地球環境問題の解決に向け、エネルギー消費を削減し、エネルギーの有効利用・効率的利用を進めていくことが不可欠となっています。

ライフスタイルを見直し、家庭や事業所等における節電やマイカー利用を控えるなどの省エネルギーの推進や、太陽光発電等の新エネルギーの活用・導入等のエネルギー対策を進める必要があります。

世界のエネルギー消費量の歴史的推移



出典) 環境庁資料

目 標

- ◇ 省エネルギーの推進や新エネルギーの導入等、エネルギーの効率的利用に努めます。

施策の方向

- ◇ 新エネルギーの活用・導入促進
- ◇ エネルギーの有効利用及び効率的利用の促進

役 割

< 市 民 >

- 冷暖房温度の適正化等省エネルギーに努めます。
- ライフスタイルの見直しにより省エネルギーに努めます。
- 環境共生住宅等の省エネルギー型建物への転換に努めます。

< 事業者 >

- 事業所等における冷暖房温度の適正化等省エネルギーに努めます。
- 事業所等の建物の省エネルギー型への転換に努めます。
- 省エネルギー型の設備等の導入に努めます。
- エコオフィス化に努めます。

< 市 >

- 公共施設における冷暖房温度の適正化等省エネルギーに努めます。
- 省エネルギー型建物の普及促進を図ります。
- 省エネルギー型の設備等の導入促進に努めます。
- エコオフィス化に努めます。
- 太陽光エネルギー等新エネルギーの活用・導入促進を図ります。
- 廃棄物、公共下水道処理水等のエネルギーの有効利用を図ります。
- ライフスタイルの見直し等の省エネルギーに関する啓発を行います。

第3節 自然環境の保全

1 動植物

現 況

市街地を取り囲む丘陵地には、まだ、あまり人為の及んでいない場所が残っており、また、その丘陵地を源流とする川や海、その豊かな自然環境の中で様々な野生動植物が生息・生育しています。

また、私たちの身近にあり、生活していく中で維持してきた雑木林等の里山が残っています。

課 題

野生動植物の保護には、その生息・生育場所としての自然環境を保全し、生態系の多様性を保持していく必要があります。

また、動植物の生息地として本市の骨格をなす緑地をビオトープ・ネットワークの核に位置付け、自然の空間を造り出し、人と生きものが市街地の中で共存できる接点を造り出していくとともに、動植物の移動経路ともなる河川や水路を保全していく必要があります。



目 標

- ◇ 様々な野生動植物が生息・生育する自然環境を保全し、生態系の多様性を保持します。

施策の方向

- ◇ 野生動植物の保護に関する啓発、地域教育の推進
- ◇ 緑地等の保全及び河川の整備、緑化等の推進

役 割

< 市 民 >

- 野生動植物の保護に努めます。
- 野生動植物の生育・生息場所（ビオトープ）としての緑地等の保全に協力します。

< 事業者 >

- 野生動植物の保護に努めます。
- 野生動植物の生育・生息場所（ビオトープ）としての緑地等の保全に協力します。

< 市 >

- 野生動植物の保護に関する啓発を行います。
- 天然記念物の指定拡大等による貴重な動植物の保護に努めます。
- 野生動植物の生育・生息場所（ビオトープ）としての緑地等の保全に努めます。
- 生態系の多様性に配慮した河川整備、緑化等を推進します。
- 動植物との触れあいや優しさをはぐくむ地域教育を推進します。
- 市内に生息・生育する野生動植物に関する調査・情報収集を推進します。

2 緑

現 況

披露山、大崎、桜山大山、神武寺周辺等には多くの緑が残っています。市街地を取り囲む斜面地の緑は、市民生活に潤いや安らぎを与えています。

また、緑の現況量は、その大半が市街化調整区域にあり、市街化区域では、近年の宅地開発等により減少する傾向にあります。

課 題

市街地を取り囲む樹林地や斜面緑地を保全し、緑に囲まれた都市環境を維持していく必要があります。また、公園や住宅地等は緑化を一層推進し、自然と共生した生活環境を創出する必要があります。



目 標

- ◇ 残された緑と生態系を保全します。
- ◇ 市街地の緑を復元し、潤いや安らぎのある環境を創造します。

施策の方向

- ◇ 緑地等の維持・保存のための奨励制度や啓発等の推進
- ◇ 開発等における緑地協定等による緑の保全及び緑化の推進
- ◇ ナショナル・トラスト運動等の促進
- ◇ 文化財を取りまく歴史的環境と自然環境の一体的保全の推進

役 割

< 市 民 >

- 緑地等の維持・保存のための奨励制度に協力します。
- 緑を育てる体制づくりに参加・協力します。
- 身近な住宅地の緑化（パーソナルサンクチュアリー）に努めます。
- ナショナル・トラスト運動に参加・協力します。

< 事業者 >

- 緑地等の維持・保存のための奨励制度に協力します。
- 開発等における緑地協定等市の施策に協力します。
- 緑を育てる体制づくりに参加・協力します。
- ナショナル・トラスト運動に参加・協力します。

< 市 >

- 緑地等の維持・保存のための奨励制度を推進します。
- 開発等における緑地協定等による緑の保全及び緑化を推進します。
- 重要な緑地の保全地区指定による保全を推進します。
- 緑を育てる体制づくりを推進します。
- ナショナル・トラスト運動を促進します。
- 逗子市みどり基金の活用を推進します。
- 文化財を取りまく歴史的環境と自然環境の一体的保全に努めます。
- 市民農園の整備・拡大に努めます。
- 緑の保全及び緑化に関する啓発を行います。

3 川

現 況

本市の川は、田越川水系、森戸川水系、小坪川水系からなり、田越川は、池子川と久木川が合流し、逗子湾に注いでいます。桜山大山の森戸川源流では、自然度が高く、水生動植物の生息場所として良好な生態系が保持されています。

また、公共下水道の普及により川に流入する生活排水は減少し、川の汚れは改善されています。

課 題

川は、様々な水生動植物の生息・生育場所であるとともに、私たちが水との親しみを持てる身近な場所でもあり、生活に潤いや安らぎを与える場としての役割を持っています。川の管理・整備には、治水機能を確保するほか、水生動植物の生息・生育場所としての保全を図り、水辺の景観、親水性及び生態系に配慮することが必要です。

川は、その源流である丘陵地の緑によって土砂が流入することなく、きれいに保たれ、その水は海へと注ぎ込み、海のきれいさにも影響を与えています。川や海の保全のため、源流域の緑を保全することも必要です。



目 標

- ◇ 様々な水生動植物をはぐくむ川及び生態系を保全します。
- ◇ 水辺の景観、親水性に配慮した川の管理・整備を推進します。

施策の方向

- ◇ 源流域の緑と川との一体的保全及び緑化
- ◇ 水辺の景観、親水性及び生態系に配慮した川の管理・整備
- ◇ 公共下水道の普及促進及び生活排水対策等の普及・啓発

役 割

< 市 民 >

- 水生動植物の生息・生育場所としての川及び生態系の保全に協力します。
- 水辺でのイベントやボランティア活動に積極的に参加します。

< 事業者 >

- 川の汚れを防ぐため、事業所等の排水を適正に処理します。
- 水生動植物の生息・生育場所としての川及び生態系の保全に協力します。

< 市 >

- 水生動植物の生息・生育場所としての川及び生態系の保全に努めます。
- 源流域の緑と川との一体的保全及び緑化を図ります。
- 水辺の景観、親水性及び生態系に配慮した川の管理・整備に努めます。
- 公共下水道の普及促進をします。
- 生活排水対策等の普及・啓発を行います。

4 海

現 況

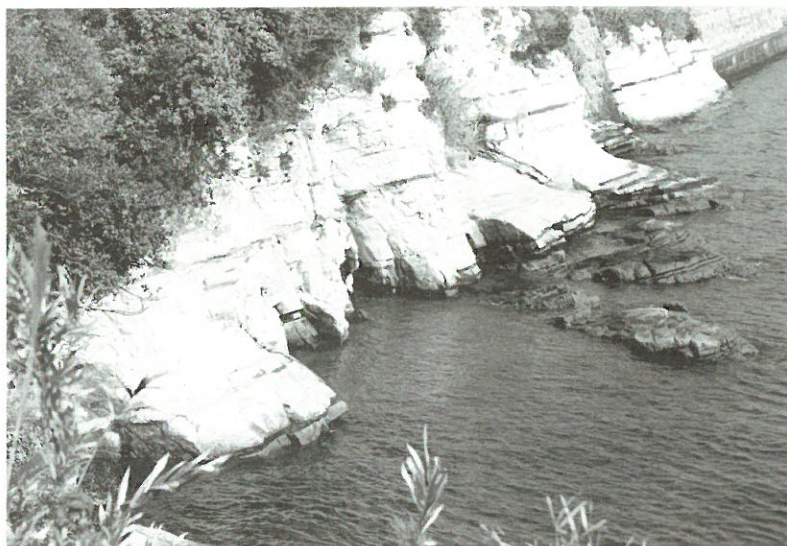
逗子海岸は、自然の砂浜と磯があり、1964年（昭和39年）湘南道路（国道134号）建設によって砂浜の奥行きは減少しましたが、砂浜の延長は変わることはなく、遠浅で波静かなことから海水浴場として親しまれてきました。近年では、マリンスポーツ等のレジャーが中心となり、夏場だけでなく年間を通して利用する人が増えています。小坪地区はマリンレジャー施設と漁港とが共存しています。

また、浪子不動付近の磯や岩場は、水生生物や豊富な海藻類等の生息・生育場所となっており、身近に観察したり学習ができる場所になっています。

課 題

海は有限な資源であり、私たちが身近に水と親しめる場所でもあります。逗子海岸では、防波堤等が建設されることはほとんどなく、自然のままの状態が残っています。しかし、近年海水浴やマリンレジャーによって、ごみの散乱が目立ちます。私たち利用者がルールを守り、ごみを持ち帰るなど海岸の美化を推進していく必要があります。今後も自然のままの砂浜、磯、海を保全し、自然環境と観光資源としての海がよりよい形で共存し、利用されることが必要です。

また、自然の地形が存在する田越川河口部や披露山から大崎にかけての海岸段丘崖は自然環境保全地域に指定されており、周辺の緑を一体として保全していくことが重要です。



目 標

- ◇ 自然の砂浜、磯、海を保ち、様々な海洋動植物が生息する生態系を保全します。

施策の方向

- ◇ 砂浜、磯、海域の生態系及び自然環境の保全
- ◇ 海岸の清掃及び美化活動の促進
- ◇ 海洋動植物の保護、生態系の保全及び海岸の美化等に関する啓発

役 割

< 市 民 >

- 砂浜、磯の生態系及び自然環境の保全に協力します。
- 海岸における美化活動に参加・協力します。
- 砂浜、磯の形状の保全に協力します。

< 事業者 >

- 砂浜、磯の生態系及び自然環境の保全に協力します。
- 海岸における美化活動に参加・協力します。
- 砂浜、磯の形状の保全に協力します。

< 市 >

- 砂浜、磯の生態系及び自然環境の保全に努めます。
- 海岸の清掃及びごみの収集を推進します。
- 海岸における美化活動を促進します。
- 砂浜、磯の形状の保全に努めます。
- 海域の水質保全に努めます。
- 海洋動植物の保護、生態系の保全及び海岸の美化等に関する啓発を行います。

第4節 地球環境の保全

1 地球温暖化の防止

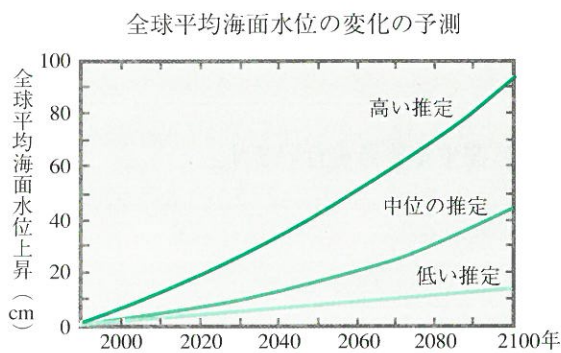
現 況

地球温暖化の主な原因は、二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスが大量に排出されることによるものとされています。地球は、太陽からの放射エネルギーによって温められた地表面から、宇宙空間へ熱（赤外線エネルギー）を放出していますが、二酸化炭素等の温室効果ガスの増加により気温が上昇します。このまま温室効果ガスの排出量が増え続けると、21世紀末には地球の平均気温が2℃上昇し、海面が50センチメートル上昇するという予測もされています。温暖化に伴う気候変動により、海面上昇による陸地消失や干ばつ、集中豪雨等の影響が、今後大きくなることが予想されています。

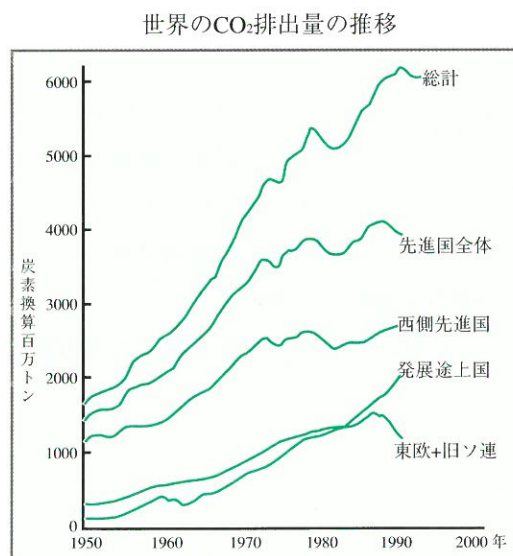
課 題

地球温暖化は、私たちが物質的な豊かさや便利さを求め、石油や石炭等の化石燃料等を大量に消費する経済活動の結果として引き起こされた問題で、人類共通の課題です。日本では、1997年（平成9年）に開催された地球温暖化防止京都会議で、温室効果ガスの排出量を2008年から2012年までの5年間の平均で1990年の水準より6パーセント削減することとなりました。企業での取組みなど社会経済活動全体を見直し、日本全体で取り組まなければならない問題といえます。

温暖化を防止し二酸化炭素の排出量を削減するため、地域を越え、世界中の人々が協力しあい、総合的かつ広域的に取り組むを進めると同時に、私たち一人ひとりもライフスタイルを見直し、自動車の利用を控えることや冷暖房温度の設定を変えることなど、身近に取り組めることから実践していくことが重要です。



出典) IPCC(1995): 気象庁訳



出典) オークリッジ国立研究所 (米国)

目 標

- ◇ 二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を削減します。

施策の方向

- ◇ 自動車交通対策等温室効果ガス排出抑制の推進
- ◇ 新エネルギーの活用・導入及び省エネルギーの推進
- ◇ 森林、緑地の保全
- ◇ 地球温暖化防止に関する啓発

役 割**< 市 民 >**

- マイカーの利用を控えます。
- ライフスタイルの見直し等による省エネルギーに努めます。
- 森林、緑地の保全に努めます。

< 事業者 >

- 業務用車両の効率的利用に努めます。
- エネルギーの効率的利用及び省エネルギーに努めます。
- 新エネルギーの活用・導入・開発等に努めます。
- 森林、緑地の保全に努めます。

< 市 >

- 自動車交通対策を推進します。
- 公用車の効率的利用に努めます。
- 廃棄物の排出抑制を推進します。
- エネルギーの効率的利用及び省エネルギーを推進します。
- 森林、緑地の保全を図ります。
- 地球温暖化防止に関する啓発を行います。

2 オゾン層の保護

現 況

オゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線を吸収する働きがあり、そのオゾン層の大部分は成層圏に存在しています。車のエアコン、冷蔵庫の冷媒、洗浄剤等に使用されているフロンガス類（CFC=クロロフルオロカーボン）や自動車の排気ガス等に含まれる窒素酸化物などによりオゾン層が破壊されオゾンホールと呼ばれる現象が起き、人の健康や生態系への影響が懸念されています。

現在、国際的にはオゾン層保護条約（ウィーン条約）、モントリオール議定書によりオゾン層破壊防止のための対策が講じられ、各国において取組みがなされています。しかし、現段階でも南極上空のオゾンホールは年々拡大している状況にあります。

課 題

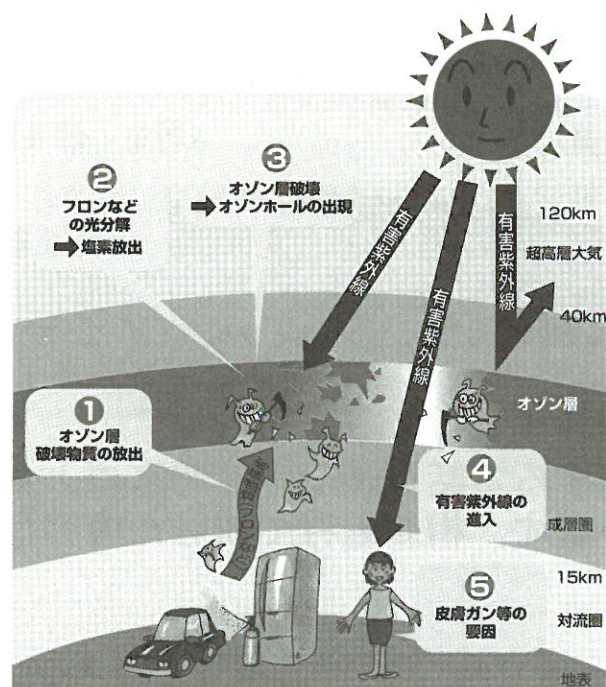
オゾン層保護法に基づき平成7年末までにCFCの生産は全廃されています。しかし、過去に生産された冷蔵庫や車のエアコン等の機器に充填された形でフロンガス類が存在し、各自治体や生産・事業者へ、その回収・処理への取組みが要請されています。

本市でも、粗大ごみ等で出された冷蔵庫等のフロンガス類をボンベに回収し、神奈川県フロン回収処理推進機構の委任工場で分解処理しています。今後もオゾン層保護に向け破壊原因物質の回収・処理等を適正に行うことが必要です。

しかし、代替フロンとして使用されているHFC（ハイドロフルオロカーボン）等は地球温暖化への影響が指摘されていることや、現在の科学ではまだ解明されていないことも多く、今後も正確な情報の収集や提供を行い、慎重に取り組むことが必要です。

（*2002年（平成13年）家電リサイクル法が施行されることに伴い、事業者の責任が明確化され、フロンを含めた資源化と適正処理が推進されることとなります。）

オゾン層破壊のメカニズム



資料) 中小企業事業団

目 標

- ◇ オゾン層の保護に努めます。

施策の方向

- ◇ フロンの回収及び適正処理等の推進
- ◇ オゾン層保護に関する情報の収集・提供及び啓発

役 割**< 市 民 >**

- 冷蔵庫、エアコン等フロン使用機器を適正に廃棄します。
- フロンの回収に協力します。

< 事業者 >

- 冷蔵庫、エアコン等フロン使用機器を適正に廃棄処理します。
- フロンの回収・処理に努めます。

< 市 >

- フロンの回収及び適正処理を推進します。
- フロンの回収・処理の啓発を行います。
- オゾン層保護に関する情報を収集・提供します。
- オゾン層保護に関する啓発を行います。

3 その他の地球環境の保全

現 況

地球温暖化やオゾン層の破壊のほか、地球環境問題には、酸性雨、熱帯林の減少、野生生物の種の減少、砂漠化、有害廃棄物の越境移動、海洋汚染等が挙げられます。

酸性雨は、工場や自動車から排出される硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中の水蒸気を吸収して雨滴になったり、落下する雨滴に吸収されたりして降る酸性の雨のことで、土壌が酸性化することによる森林破壊、湖沼や河川等が酸性化し生態系破壊を引き起こしています。

二酸化炭素の吸収源であり、また、野生生物の貴重な生息地でもある熱帯林は、不適切な伐採や焼畑農業等により広大な面積が年々消失しています。熱帯林の減少に伴って生態系が破壊され、野生生物も減少しつつあります。

その他砂漠化、有害廃棄物の越境移動、海洋汚染等があり、人間の社会経済活動が地球環境に影響を及ぼしています。

課 題

人間の社会経済活動により、地球という一つの生態系が壊れつつあります。日本においても降水中の酸性度が欧米並みの数値を観測していることから、生態系への影響はまだ明らかになっていませんが、今後、酸性雨による影響が懸念されています。世界の国々においても同様に様々な影響が及ぼされています。

地球環境という大きな問題に対して、現状を認識し、私たちの地域において何ができるか、一つひとつ着実に取り組んでいくことが必要です。



目 標

- ◇ 市民、事業者、市それぞれが地球環境問題の解決に向けた取組みを実践していきます。

施策の方向

- ◇ 地球環境問題に関する啓発
- ◇ 酸性雨等の原因物質の排出抑制
- ◇ 熱帯木材の使用抑制
- ◇ 諸問題に関する監視・調査研究体制の整備

役 割

< 市 民 >

- 地球環境問題を意識したライフスタイルを実践します。
- 酸性雨等の原因物質の排出抑制に努めます。
- 熱帯木材の使用抑制に努めます。

< 事業者 >

- 地球環境問題を意識した事業活動を実践します。
- 酸性雨等の原因物質の排出抑制に努めます。

< 市 >

- 地球環境問題に関する啓発を行います。
- 酸性雨等の原因物質の排出抑制を推進します。
- 公共施設の建設等における熱帯木材の使用抑制に努めます。
- 諸問題に関する監視・調査研究体制の整備を図ります。

4 国際協力

現 況

温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題は、近い将来、人類の生存の危機を招く恐れがあります。発展途上国では急激な人口増による貧困、深刻な公害問題や土地制度等の社会経済的要因により環境への負荷が高まっています。こうした地球規模の環境問題を解決するため、世界中の国や地域では積極的な取組みや対策が進められています。

課 題

人類共通の課題である地球規模での環境問題の解決のため、世界中の国や地域で取組み、協力していくことが必要です。日本が経験してきた公害問題等が、発展途上国において繰り返されることがないように技術の支援、提供をしていくことはもとより、私たちができる援助活動等を行うことが大切です。

本市では、国際環境自治体協議会（ICLEI）に参加し、国際協力を図っていますが、さらに、こうした世界的な取組みに参加・協力していくことが必要です。



目 標

- ◇ 市民、事業者、市それぞれが地域における協力だけでなく、国際的な協力・連携のもと、地球環境問題の解決を図ります。

施策の方向

- ◇ 国際的な情報交換・技術協力体制への参加・協力
- ◇ 市民団体による国際的協力活動の支援

役 割**< 市民 >**

- 国際的な情報交換・技術協力体制への参加・協力をします。
- 国際的協力活動に積極的に参加・協力します。

< 事業者 >

- 国際的な情報交換・技術協力体制への参加・協力をします。
- 国際的協力活動に積極的に参加・協力します。

< 市 >

- 国際的な情報交換・技術協力体制への参加・協力をします。
- 市民団体による国際的協力活動を支援します。
- 国際環境自治体協議会等を通じて、国際協力及び自治体間の協力・連携を図ります。

